

給実甲第1286号

令和3年5月27日

人事院事務総長

給実甲第326号の一部改正について（通知）

給実甲第326号（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和3年5月27日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
第37条関係 1～11（略） 12 この条の第4項各号の「人事院の定める事由」は、次に掲げる事由とする。 (1)～(27)（略） <u>(28) 令和3年人事院指令14—</u> <u>2（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場</u>	第37条関係 1～11（略） 12 この条の第4項各号の「人事院の定める事由」は、次に掲げる事由とする。 (1)～(27)（略） （新設）

合等における職員の職務に専
念する義務の免除に関する臨
時措置について）第1項の規
定による勤務しないことの承
認

13～18 (略)

13～18 (略)

以 上